



佐賀県公報

平成17年
10月11日
(火曜日)
第 12666号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

(五一〇・くらしの安全安心課)一

- 特定計量器の定期検査

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更

(五一一・長寿社会課)二

- 平成十七年度木材業者及び製材業者の登録事項の変更

(五一二・林業課)二

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課)三

(まちづくり推進課)三

(告示一)三

東部工業用水道事項

- ◎佐賀県東部工業用水道の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定の一部改正

○ 告 示

●佐賀県告示第五百十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器に係る定期検査を、社団法人佐賀県計量協会が知事が指定する検査場所で、次のとおり実施する。

平成十七年十月十一日

佐賀県知事 古川康

検査区域	佐賀市(富士町に限る。)	佐賀市(富士町に限る。)	佐賀市(旧三瀬村の区域に限る。)	佐賀市(大和町に限る。)	佐賀市(大和町に限る。)	久保田町	東与賀町	川副町	佐賀市(諸富町に限る。)	対象となる特定計量器		検査年月日
										分銅及びおもり	非自動ばかり、	
平成一七年 一月一八日(金)	平成一七年 一月二二日(月)	平成一七年 一月二二日(火)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	"	"	"	"	"	"	平成一七年 一月二二日(火)
平成一七年 一月二九日(水)	平成一七年 一月二九日(火)	平成一七年 一月二八日(月)	平成一七年 一月二五日(金)	平成一七年 一月二四日(木)	平成一七年 一月二三日(火)	平成一七年 一月二二日(火)	平成一七年 一月二二日(火)	平成一七年 一月二二日(火)	佐城農業協同組合 松梅支所	佐城農業協同組合 佐城農業協同組合 大和中央支所	佐賀市三瀬支所 佐賀市富士支所ふじ 有線テレビ局舎前	富士町農業協同組 合小閑支所
平成一七年 一月二九日(木)	平成一七年 一月二九日(水)	平成一七年 一月二九日(火)	平成一七年 一月二八日(月)	平成一七年 一月二五日(金)	平成一七年 一月二四日(木)	平成一七年 一月二三日(火)	平成一七年 一月二二日(火)	平成一七年 一月二二日(火)	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで	一〇・〇〇から 一二・〇〇まで
佐賀市諸富支所	川副町役場	中川副支所	佐城農業協同組合 大詫間支所	佐城農業協同組合 久保田支所	佐賀市大和支所 野菜集荷場	東与賀町役場	川副町	佐賀市諸富町	一〇・〇〇から 一五・三〇まで	一〇・〇〇から 一五・三〇まで	一〇・〇〇から 一五・三〇まで	古場野菜集荷場

●佐賀県告示第五百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年十月十一日

佐賀県知事 古川康

名 称		所 在 地		変 更 年 月 日
旧	新	唐津市山田四〇二五番地一	平成一七・一〇・一	
ひだまり		唐津市佐志一一四六番地一		

●佐賀県告示第五百十二号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）

第七条第二項の規定により、平成十七年度木材業者及び製材業者の登録事項を次のとおり変更した。

平成十七年十月十一日

佐賀県知事 古川康

木材業者

登録番号	登録年月日	住 所		名 称	役職名及び氏名
佐木富第1号	平成17年9月29日	変更前	佐賀郡富士町大字古湯2794番地	富士大和森林組合	代表理事組合長 吉浦 隆夫
		変更後	"	"	代表理事組合長 松原 秀

製材業者

登録番号	登録年月日	住 所		名 称	役職名及び氏名
佐製富第1号	平成17年9月29日	変更前	佐賀郡富士町大字古湯2794番地	富士大和森林組合	代表理事組合長 吉浦 隆夫
		変更後	"	"	代表理事組合長 松原 秀

○ 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年11月28日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年10月11日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年9月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 カモミール暁星会

(2) 代表者の氏名 右近 泰国

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀郡川副町犬井道670番地8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、暴走族や非行少年に對して、安全運転講習会等に関する事業や暴走、非行グループからの離脱を促すための交流事業を行い、より良い青少年の健全育成、更生に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年10月11日

○ 建築工事の許可

● 佐賀県東部工業用水道の工事取扱金額及び収納取扱金額の認定

成十七年佐賀県東部工業用水道取扱金額（平成十七年佐賀県東部工業用水道取扱金額）の一部を次のよつじ改正や。平成十七年十月十一日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀市諸富町大字徳富字四本黒木2008番10、2008番12、2008番15及び2008番17から2008番19まで
福岡県久留米市北野町中261番地2
白水 達郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年10月11日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀市諸富町大字徳富字四本黒木2008番10、2008番12、2008番15及び2008番17から2008番19まで
福岡県久留米市北野町中261番地2
白水 達郎

申購
込先
料
一
か
年
二
八
八
〇
〇
円
(
送
料
共
)
佐
賀
県
経
営
支
援
本
部
総
務
法
制
課

シティ銀行鳥栖支店」に改める。

平成
十七
年十
月十一
日印
刷及
び發
行者
佐
賀
県
知
事
古
川
康
行

印
刷
所
發
行
定
日
株
古
川
總
合
印
刷
日
毎週
月
水
金
曜
日